

近年、東日本大震災や熊本県・鳥取県でも大きな地震が発生しており、将来的には南海トラフ地震の発生が予測されるなど、いつどこで起こるか分からない地震への備えが重要視されています。さらに、広島県は土砂災害の危険が高い地域でもあり、予期せぬ大雨・台風によるがけ崩れなどの災害に対しても、備えておく必要があります。

こうした災害に備えて住宅の耐震改修などを行う場合の補助制度があります。また、老朽化した危険な空き家の解体費用への補助制度もあります。倒壊や落下物による被害が発生した場合の責任は所有者にあるため、被害が出る前の対策が重要となります。

自然災害や空き家による被害は起こってからでは遅いため、今から早めの対策を考えてみましょう。

補助の条件は、それぞれ異なりますので相談してください。

問い合わせ先 都市デザイン課 (☎437156)

申請書は市のホームページから、ダウンロードすることもできます。

▶ 木造住宅の耐震診断費補助 住宅の所有者が行う耐震診断費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ※併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断であること。 ▷この耐震診断費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震診断経費の3分の2 ※4万円を限度。
	募集件数
	5件程度

▶ 木造住宅の耐震改修費補助 住宅の所有者が行う耐震改修工事費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ※併用住宅の場合は、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者が作成する計画書に基づいて行う耐震改修工事で、定める要件を満たすこと。 ▷この耐震改修費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震改修費の2分の1 ※50万円を限度。
	募集件数
	2件程度

耐震改修などの補助制度があります

▶ がけ地に近接する危険住宅の補助 住宅の所有者が行う危険住宅の除却や移転工事費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある住宅であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された住宅であること。 ▷このがけ地近接の補助事業による補助を受けていないこと。	▷除却などによる経費 ※80.2万円を限度。 ▷移転による建設または購入をする資金の借入金利（年利率8.5%を限度）相当額 ※建物319万円/戸、土地96万円を限度。
	募集件数
	1件程度

▶ 土砂災害対策工事の補助 建築物の所有者が行う土砂災害対策工事費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある建築物であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された建築物であること。 ▷改修前の建築物が構造基準に適合していないこと。 ▷改修後の建築物が構造基準に適合していること。 ▷この土砂災害対策の補助事業による補助を受けていないこと。	工事費の対象は330万円を上限とし、その対象の23% ※75.9万円を限度。
	募集件数
	1件程度

▶ 老朽危険空き家の解体の補助

対象	補助金額	対象工事	募集件数	募集期限
次の全てに該当する空き家の所有者または相続人など ▷市内にある空き家で、不良度判定基準を満たしたもの。 ▷木造であるもの。 ▷半分以上が住宅部分であるもの。	解体工事費の3分の1 ※上限30万円。	補助対象空き家の全てを解体する工事	10件程度	7月31日(水)